

原 告

遺族・CO裁
判、災害責任
追及、特集号

第百五十三号

原告田レポート CO患者—長谷政人さん

「た」、とうのであった。ほか仲間とともに……。

負う一重苦

彼は、三池大爆発當時の境内機械工だったものの、以前は長い間採炭工として、文字通り舞う岩粉を身にからながら、切羽で働いていた。そのため、いつも机知ぬ間に肺病に冒されることがないために相違なく、そこにた。ほかの多くの患者仲間とともに、さくそく労災補償保険審査会に異議申立てをしたが、申請は当然のことだった。だが、申請が認められた。ずいぶんあとになつたばかり。

珪肺にCO中毒までが

尿をタレ流しながらも、気づかずケロリ

労苦に耐え

彼は、同時にまた、あのけい肺病といふ不幸でも背負わされていふのだからひどい。

自覚症状—頭痛、頭重、めまい、耳鳴り、疼痛、食欲減、不眠、つかれ易い、いらぐら、物忘れ、集中困難、肩凝り。
精神症状—軽い多幸。
自律神経症状—錐体路（腿反射欠）
身体症状—高血圧、呼吸器、皮膚（体斑）。……ほか省略。

右は、昭和四十六年七月一日付で作製された、CO患者の長谷政人さんのカルテである。内容を見るかぎり、彼が、一酸化炭素中毒（CO中毒）症といふもののもつあるらゆる症状を、一手にひきつけている感である。

そんな彼なのに、右のカルテが作成された日に五年も先だつて昭和四十二年十月末のこと、それまで給付されていた労災補償（療養給付と休業補償）を、政府（直接に労働省一大卒田労働基準監督署）の手で打ち切られてしまつたのである。「一酸化炭素中毒症は固定したので、昭和四十二年十一月一日以降の療養は必要でなくな

病院にたずねていったとき、長谷さんは中食をとつていたが、いきなり彼ははいつた——「もう、どうもなかですよ」。あきれて言葉がノドにつまつてしまつた。

病室から八キロメートルほども東に離れた平井という富農地帯に厚くから煙を借りうけ、もつぱら表やサツマイモなどを耕作した。そのうえ、彼女はまた市内の某建設業の雑役として働きに出かけた。仕事は火力発電所の機械磨き、左官の手伝いなど。往復にそなへたところだ。私は一日じゅうそこで終生取り返しのつかない労働生活をおくつてゐる身だが、それでも長く自家かの通院、療養生活を続けてきた。

いたげい肺病のうえ、も早やこの方と終生取り返しのつかない労働生活をつくつてゐる身だが、それでも長く自家かの通院、療養生活を続けてきた。

私は——、もうやの薬葉が交わってきたが、腰にまとめて、すことへ逃げ出すことにしており、主人からが離せなくなってしまい、とうとう仕事を出ることもできなくなつたのです。

私は——、もうやの薬葉が交わってきたが、腰にまとめて、すことへ逃げ出すことにしており、主人からが離せなくなつてしまい、とうとう仕事を出ることもできなくなつたのです。

それが、三十分ほどあればまた

彼はいま三井鉱山が大牟田で経営する、俗称「大領病院」に入院しているが、実はこの入院は、けい結婚したのは、昭和十五年。彼が三十歳、アサエさんが二十三歳のときだ。

さあ、そして「十六年」月十五日未だ子で、次男の道男さん

十日生まれだから今年六十九歳。

夫の政蔵さんが生まれると、統べて

十八年四月四日長女の洋子さん。

二十二年七月三日次女の洋子さん。

二十四年一月三日三女の明子

が三十六歳、アサエさんが二十三歳

のときだ。

さあ、そして「十六年」月十五日未だ子で、次男の道男さん

十日生まれだから今年六十九歳。

夫の政蔵さんはまだひとり、

三井鉱山が大牟田で経営する、俗称「大領病院」に入院しているが、実はこの入院は、けい結婚したのは、昭和十五年。彼が三十歳、アサエさんが二十三歳のときだ。

さあ、そして「十六年」月十五日未だ子で、次男の道男さん

十日生まれだから今年六十九歳。